

社会福祉法人日の丸保育園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人日の丸保育園定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。